

2025年度 公益財団法人 OBC 和田財団 奨学生募集要項

1. 概要・条件

- (1) 公益財団法人 OBC 和田財団(以下「当財団」という。)は、大学に学ぶ学生等の育英事業を行なうことにより、社会の発展に寄与することを目的として設立されました。
- (2) 当財団の奨学金に返還の義務はありません。また奨学金の給付を受けても、特定の会社への入社等の付帯義務を負うものではありません。
- (3) 他団体の奨学金との併給については、返済義務のある奨学金(貸与型)に限り可能とします。他団体において返済義務のない奨学金(給付型)の給付を受けている場合には申し込み出来ません。
ただし、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金(給付型と貸与型の両方)と、大学の授業料減免制度との併用は可能とします。

2. 全体採用予定人数

大学に在籍する学生合計 24～26名

ただし奨学金応募資格のある者は、受給開始時において大学2年生の者に限ります。

3. 奨学金の給付月額、期間

	給付月額	期間
大学生(2年生)	40,000円	2025年4月より最長2028年3月まで (3年間を上限とします)

※奨学金の給付は、奨学生の年齢が満25歳に達する年度までとします。

4. 応募資格(次の各項の条件すべてを満たす必要があります)

- (1) 当財団が指定する大学に在籍する学生
※ただし奨学金の応募資格を有する者は、受給開始時において大学2年生の者に限ります。
また、国籍は問いませんが留学生は除くものとします。
- (2) 高い志を持ち、品行が正しく、学業が優れ、かつ、将来良識ある社会人としての活躍が期待できる者
- (3) 在学する大学の学部長、専攻長、指導教官等の推薦する者
- (4) 修学に十分耐えうる程度に健康である者
- (5) 経済的な理由により修学が困難である者
※前年度における世帯年収(個人事業主の場合には事業収入)が500万円未満である者

5. 提出書類等

(1) 提出書類

- ① 奨学生願書(別記様式第1号) ※書式に入力し、写真を貼り、紙で提出してください。
- ② 小論文 ※日本語、A4サイズ Word1枚 1,400字程度。
テーマは「社会貢献について」とします。
 - ・卒業したらどんな社会貢献をしたいのか
 - ・今どんなことを学び、社会に出た際に、どんな貢献をもって社会に恩返ししていくのか、そのために奨学金をどのように活かしていくのかなど
- ③ 大学1年次の学業成績表のコピー
- ④ 学生証(写真付き)のコピー
- ⑤ その他の書類 ※大学の定める送付状・推薦状等の書類(任意)

※上記書類は、ホチキス留めせず、申請者ごとにクリップでまとめてご提出ください。

上記書類に加えて、2024年分の父母両方の源泉徴収票または確定申告書(第一表と第二表)の控え(コピー可)を提出してください。(学内選考時に使用します。)

(2) 提出期限 学内提出期限：2025年4月16日（水）奨学課／都心学生生活課／茗荷谷スチューデントハブ必着
~~2025年5月9日（金）までに書類一式が公益財団法人 OBC 和田財団に到着するようお願いいたします。~~
なお、応募書類は返却いたしません。

(3) 書類提出先・問合せ先

公益財団法人 OBC 和田財団 事務局(担当 小嶋)
〒163-6029 東京都新宿区西新宿6-8-1 住友不動産新宿オークタワー29F
TEL:03-3342-1881 FAX:03-3342-6575 メールアドレス:akojima@obc.co.jp

*当財団への書類の提出は、在学する大学の推薦する者に限り、大学を通じて行うものとします。学生本人からの直接の問合せ・応募は受け付けておりません。

6. 選考

- (1) 書類選考により、総合的に勘案し決定します。
- (2) 奨学生の可否通知は、6月下旬までに大学を通じて本人に送付します。

7. 奨学生の義務

- (1) 奨学生は、毎年度終了後1箇月以内に、学業成績表及び在学証明書を理事長に提出しなければなりません。ただし、卒業に当たっては、在学証明書に替えて、卒業証明書を提出しなければなりません。
- (2) 奨学生は、休学・復学・転学・留年・退学・停学(その他処分)、氏名・住所の変更、留学のいずれかが発生した場合には、直ちに届け出る必要があります。
- (3) 奨学生は、奨学金給付後も当財団の定めた書類を期日までに提出する必要があります。
- (4) 成績不良、素行不良等、奨学金の給付目的を達成する見込みがなくなったものと認められる場合には、当財団奨学金給付規程の定めに基づき、翌年度以降の奨学金給付を停止又は廃止する場合があります。

8. その他

- (1) 奨学生に決定した方に対しては、7月から奨学金の給付を行います。7月に4・5・6月分を一括して支給し、以後3箇月毎に3箇月分を併せて、最終月に振り込むこととします。
- (2) 奨学金は、奨学金給付合格者が指定する銀行口座に振り込みます。
- (3) 募集要項に記載された内容以外は、当財団奨学金給付規程の定めに基づきます。

9. 個人情報の取扱い

- (1) 提供された個人情報は、当財団個人情報保護規程の定めに基づき適切に管理します。
- (2) 提供された個人情報は、当財団において、奨学金の給付、奨学生に対する指導助言、その他当財団の目的を達成するために必要な範囲内で利用します。
- (3) 業務の遂行上必要な範囲で、提供された個人情報を外部の業務委託先に開示する場合があります。この場合、当財団は当該業務委託先と個人情報の取扱いに関する取決めを行い、個人情報保護に万全を期すよう努めます。
- (4) 提供された個人情報に関する確認、質問及び変更等については、下記窓口へお問合せください。

公益財団法人 OBC 和田財団 事務局(担当 小嶋)

以上